
特 集

家族・労働政策と結婚・出生行動の研究（その1）

特集にあたって

高 橋 重 郷

この特集に掲載した論文は、平成20年度から平成22年度にわたって実施した厚生労働科学研究、『家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究』から得られた研究成果の一部を特集論文として編集したものである¹⁾。

この研究プロジェクトの背景について、最初に触れておきたい。1973年のオイル・ショックの翌年から、日本の合計特殊出生率は2.07の人口置換水準の出生率を割り込み、40年近く長期にわたって低出生率の水準に低迷している。2010年現在で、合計特殊出生率は1.39という水準にあり、2005年の1.26の水準に比較するとやや上昇したかに見受けられる。しかしながら、人口学者の共通した理解は、期間指標である合計特殊出生率には出生タイミングの遅れ効果により、年次的な上昇傾向を政策効果などと単純に評価することは避けるべきとする見方が一般的である²⁾。とはいえ、タイミングの遅れに有意な変化をもたらす人口学的な兆候があることは確かである。

一方、先進諸国における出生率低下の状況を見ると、北欧やドイツ語圏を除く西欧の多く国々が出生率上昇を直接的な目的とするものではないが、福祉国家の観点から比較的早くから家族・労働政策を重視し、人々の再生産行動をサポートする施策を展開してきている。OECD諸国の家族・労働政策の比較分析の研究からは、家族・労働政策は国によって多様な組み合わせがあり、政策の及ぼす再生産行動への効果が指摘されている³⁾。また、北・西欧の多くの国々でその政策の効果もあり、出生率水準が1.3前後の他の超低出生率国と比較して、はるかに緩やかな低出生率の水準に回帰している国々もみられる。

OECD諸国では、政策に強弱はあるものの、おおよその以下の六つの観点から家族・労働

-
- 1) 厚生労働科学研究の報告書としては以下のものがある。高橋重郷編（2009）『家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究』厚生労働科研平成20年度総括・分担研究報告書。高橋重郷編著（2010）『家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究』厚生労働科研平成21年度総括・分担研究報告書。高橋重郷編著（2011）『家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究』厚生労働科研平成20-22年度総合報告書。
 - 2) Sobotka, Tomáš and Wolfgang Lutz, (2009), "Misleading Policy Messages from the Period TFR: Should We Stop Using It?", *European Demographic Research Papers*, 2009(4), Vienna: Vienna Institute of Demography of the Austrian Academy of Sciences, pp.1-43
 - 3) Thévenon, Olivier, "Family policies in developed countries: contrasting models", *Population and Societies* No.448, September 2008, INED, France, pp.1-4

働政策が取り組まれている。第一に、「貧困対策と生活保護（扶助）政策」で、低所得の子どもがいる家庭への現金給付（児童手当）や家族規模に応じた給付制度、あるいは、家族規模に応じた住宅手当などの政策がある。第二に、「子ども養育家庭への所得再分配政策」で、子どもの経済原価の補償として子ども手当の支給が行われ、子どもがいる家庭といない家庭の生活水準の差の縮小を図る目的で行われている。第三に、「仕事と家庭の調和政策」で、女性の労働力参加を通じて福祉国家の財政的持続性に貢献することを目的として、子どもの誕生後の所得補償、保育休暇の保障、さらに「働く誘因を含む、税金と便益のシステム」として取り組まれる政策がある。そして第四に、「男女の公平性の政策」として、男女の家庭における役割の共有の促進や出産関連休暇による労働市場からの長期退出の抑制政策がある。さらに第五として「就学前教育のサポートによる子どもの教育と福祉の増進政策」で、この政策により両親が子どもを保護し、保育や幼児教育に時間を費やしながら両親が働くことで、子育て世代の貧困を減少させる意味を持つ政策である。そして第六に、「人口高齢化の主要因である低出生率とその経済成長への影響への懸念に対する出生支援策である。これらの施策は、テベノンの分析によれば、これらの六つの政策のバランスや政策の優先順位は国によって様々であると指摘している⁴⁾。

日本における低出生率を背景とする家族・労働政策は1990年代に入るとともに始まったが、2004年に「少子化対策大綱」を閣議決定し、従来の「子育て支援」政策から「出生率上昇」政策へとより積極的に少子化問題への取り組みを始めた。そして、「少子化対策大綱」に基づく具体的な施策である「子ども・子育て応援プラン」が実施に移された。その後も、少子化対策は政府の重要な施策課題として推進され、2007年の「こどもと家族を応援する日本」重点戦略さらに次世代育成支援の包括的枠組み・中期プログラムなどによって政策が実施されてきている。全国の自治体では、2005年から「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援行動計画（前期行動計画）が策定され、各自治体単位で様々な子育て支援事業が展開されてきた。さらに、2009年度には、これまでの前期行動計画を見直し、各自治体では「後期行動計画」が策定され、実施に移されつつある。

この研究では、日本の家族・労働政策に関連して、第一に、出生率の変動に影響を及ぼす社会経済的な諸要因を人口学的、経済学的、社会学的な観点から分析を試みた。第二に、家族政策や労働政策に関連する政策変数と結婚や出生率との関係を計量経済学的シミュレーションモデルの分析によって両者の関係を実証的に明らかにすることを試みた。第三に、2005年4月からの「次世代育成支援対策推進法」に基づく地方自治体の行動計画の実施状況と後期行動計画の取り組みについて、質問紙調査を行い、その政策評価分析を行った。

今号の特集では、その中から三編の論文を掲載した。それらは「結婚動向の地域性—未婚化・晩婚化からの接近（工藤 豪）」、「妊娠企図の延期と子ども数一意図せざる結果としての出生力低下—（仙田幸子）」、そして「多様化する次世代育成支援対策—前期行動計画の事業実績評価と政策波及パターンの測定—（鎌田健司）」である。

4) Thévenon, Olivier, (2011), "Family Policies in OECD Countries: A Comparative Analysis", *Population and Development Review*, 37(1), pp. 57-87.